

芦屋市男女共同参画センターグループ登録基準

1. 登録制の目的

グループ登録制は、男女平等をめぐる意識改革、平等を基礎とした男女の共同参画等を目指して活動する団体のネットワークを図る事業です。これらの団体に活動の場を提供し、各団体が交流や活動の場を広げて、さらに活発化することを目的としています。

また、男女共同参画施策の周知を図り、共に男女共同参画を推進することを目的とします。

2. 登録の条件

- (1) 設立の趣旨に、男女共同参画社会の実現を目指した目的を持っていること。
- (2) 構成員は、広く門戸が開かれていること。
- (3) 市内在住者・在勤者・在学者が60%以上で、人数は5人以上であること。
- (4) 1年以上の活動実績があること。
- (5) 政治、宗教、営利活動を目的としないこと。

3. 活動の内容について

- (1) 女性問題（または男性問題）に関する学習や活動
- (2) 女性史、またはライフスタイルに関する学習や活動
- (3) 社会問題に関する学習や活動
- (4) 健康（からだ・こころ）に関する学習や活動
- (5) 暴力防止に関する学習や活動
- (6) 子育て、共同保育に関する学習や活動
- (7) 福祉に関する学習や活動
- (8) (1)～(7)に関して、本市に支部があり全国的に活動する団体・組織
- (9) その他、登録の目的に沿った学習や活動

4. 登録団体には

- (1) 男女共同参画センター会議室が優先的に予約利用できます。
- (2) 事業案内などの情報を提供します。
- (3) グループ間の交流を支援します。
- (4) 芦屋市男女共同参画団体協議会に所属します。
- (5) その他、活動に関する情報を提供します。

5. 提出書類

- (1) 芦屋市男女共同参画センターグループ登録申請書
- (2) 前年度の事業報告書・収支決算書
- (3) 本年度の事業計画書・収支予算書
- (4) 会員名簿
- (5) 規約または会則（活動目的、役員、事務所所在地、会費などを記載したもの）

以 上